

五木村長 木下丈二様

五木村監査委員 牛草敏憲  
五木村監査委員 田山淳士

### 令和5年度定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 監査期日 令和5年12月18日（月）1日間
- 2 監査対象 令和4年度決算書等による財政援助団体の決算状況について  
① 五木村シルバー人材センター  
② 各分館
- 3 監査基準 地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。
- 4 実施要領 担当課に当該団体に対する関係資料の提示を求め、補助金・助成金の決算状況についてヒアリングを行った。

#### 第2 監査の結果

監査の結果、五木村シルバー人材センターについては、「五木村シルバー人材センター補助金交付要綱」により、管理運営費及び人件費に補助金を支出し、現在は主に人件費に充当されている。補助金については要綱に沿った支出で問題はないものとする。しかし、令和4年度の決算によると翌年度への繰越金が2,824千円と補助金以上に多いため、非営利団体であるので、適正な財政運営に努めていただきたい。

次に各分館の決算については、決算審査及び議会の決算認定でも指摘があったが、分館活動にそぐわない経費が見受けられた件について、その後、担当課から指摘事項についての指導がなされた。今後もそのようなことが無いよう指導徹底をお願いした。

#### 所見

今回対象とした財政援助団体の決算状況として、五木村シルバー人材センターと公民館の各分館について、資料の提出及び担当課のヒアリングを実施したが、補助金や助成金としての趣旨・目的に沿った支援がなされているが、それにそぐわない支出等については、担当課からの指導をお願いしたい。また、決算による翌年度への繰越金が多く繰り越されている団体が多く見られる。単年度での精算が基本である。新型コロナウイルス感染症関係等が原因で計画された事業ができなかった要因ではあるが、適正な財政運営を指導されること、村においては、決算状況を踏まえた次年度の補助金・助成金等の在り方も含めて検討していただきたい。

五木村議会議長 岡本 精二 様

五木村監査委員 牛草 敏 憲  
五木村監査委員 田山 淳 士

### 令和5年度定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 監査期日 令和5年12月18日（月）1日間
- 2 監査対象 令和4年度決算書等による財政援助団体の決算状況について  
③ 五木村シルバー人材センター  
④ 各分館
- 3 監査基準 地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。
- 4 実施要領 担当課に当該団体に対する関係資料の提示を求め、補助金・助成金の決算状況についてヒアリングを行った。

#### 第2 監査の結果

監査の結果、五木村シルバー人材センターについては、「五木村シルバー人材センター補助金交付要綱」により、管理運営費及び人件費に補助金を支出し、現在は主に人件費に充当されている。補助金については要綱に沿った支出で問題はないものとする。しかし、令和4年度の決算によると翌年度への繰越金が2,824千円と補助金以上に多いため、非営利団体であるので、適正な財政運営に努めていただきたい。

次に各分館の決算については、決算審査及び議会の決算認定でも指摘があったが、分館活動にそぐわない経費が見受けられた件について、その後、担当課から指摘事項についての指導がなされた。今後もそのようなことが無いよう指導徹底をお願いした。

#### 所 見

今回対象とした財政援助団体の決算状況として、五木村シルバー人材センターと公民館の各分館について、資料の提出及び担当課のヒアリングを実施したが、補助金や助成金としての趣旨・目的に沿った支援がなされているが、それにそぐわない支出等については、担当課からの指導をお願いしたい。また、決算による翌年度への繰越金が多く繰り越されている団体が多く見られる。単年度での精算が基本である。新型コロナウイルス感染症関係等が原因で計画された事業ができなかった要因ではあるが、適正な財政運営を指導されること、村においては、決算状況を踏まえた次年度の補助金・助成金等の在り方も含めて検討していただきたい。

# 令和5年度定期監査調書

定期監査（監査委員：牛草敏憲、田山淳士、担当書記：土肥整二）

- 1 監査期日 令和5年12月18日（月）午前9時30分～午後3時00分
- 2 監査場所 役場監査室
- 3 監査対象 令和4年度決算書等による財政援助団体の決算状況について  
① 五木村シルバー人材センター  
② 公民館各分館
- 4 監査基準 地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。
- 5 実施要領 担当課による団体の補助金・助成金の決算状況等のヒヤリングにより確認した。
- 6 監査指摘事項

①五木村シルバー人材センター（担当課：保健福祉課）

- ・当センターへは、「五木村シルバー人材センター補助金交付要綱」に基づき、設立当初から運営に要する経費のうち、人件費、管理運営費その他村長が認める経費に補助金を交付している。平成26～29年度2,400千円、平成30年度2,000千円、令和元～2年度1,600千円、令和3～5年度1,300千円と減額している。（保健福祉課）
- ・現在補助金は人件費に充当している。（保健福祉課）
- ・これまでは、事務局（事務職員）は2名体制で、パートとして雇用していたが、1名が定年での退職があり、1名募集を募集しても応募が無いため、今年度から1名体制の常勤とし、社会保険の加入などを行っていて、人件費の全体額は前年度と同規模となる。（保健福祉課）
- ・人件費への補助としては妥当と考えるが、令和4年度の決算の繰越金が2,824千円と大きいので、村からの補助金なしでも運営可能ではないのか。
- ・令和4年度は一般受注による受託収入も増加したことによるもの、また、令和5年10月からのインボイス制度に備え、現金の確保を指導されたため、経費削減に努め、残が大きくなった。（保健福祉課）
- ・当センターは非営利事業であるので、今後、適正な財源の確保に努めてほしい。

②公民館各分館（担当：教育委員会）

- ・各分館の助成金については、均等割、区域内人口割、活動割、にスポーツの日行事・女性部活動費分を加えて要望額等を考慮し助成している。（教育委員会）
- ・ここ数年は、新型コロナ関係で計画されていた事業が出来ずに繰越金が例年より多く残っている分館もある。（教育委員会）
- ・各分館ともいろいろ行事等されているが、分館活動にそぐわない経費の支出が見受けられ、改善の余地があるのでは。
- ・今回の決算において、監査委員、議会の決算認定において、指摘があり、教育委員会から指導を行った。
- ・今後もこのような事が無いよう指導をお願いしたい。
- ・各分館の決算書において、支出項目を細かくされている団体と簡略されている団体があるので、決算書様式を統一されるか同じような項目でまとめてほしい。

以上